

広島電鉄株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の  
上限変更認可申請に係る審議（第4回）

1. 日 時

平成29年5月18日（木） 10時30分～10時40分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

原田尚志（会長）、牧満（会長代理）

松田英三、根本敏則、河野康子、山田攝子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 菅井審議官、川崎調査官、木村課長補佐、  
鈴木課長補佐

4. 議事概要

- 事案処理職員から答申案について説明を聴取した後、審理の結果、申請どおり認可することが適当である旨答申することとした。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。